消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款(2023年4月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ(料金)に定める料金率、65(受電地点への供給設備の工事費負担金)および68(一般供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額ならびに別表 2(近接性評価地域および近接性評価割引額の算定)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(料金)に定める料金率

1/ Ⅲ(付金)に足のの付金平		
区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	34. 56	3. 14
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	69. 12	6. 28
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	138. 26	12. 57
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	207. 38	18.85
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	345. 64	31. 42
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	345. 64	31. 42
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの 1 機器に つき	103. 24	9. 39
50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの1機器につき	206. 47	18.77
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき100ボルトアンペアまでごとに	206. 47	18.77

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円銭	円銭
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)によ		
り接続送電サービス契約電力を定め		
る場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接		
続送電サービス契約電力6キロワッ	290. 40	26. 40
トまで	200.10	20.10
上記をこえる接続送電サービス契約		
電力1キロワットにつき	96.80	8.80
19 (接続送電サービス) (2)イ(中)によ		
り接続送電サービス契約容量を定め		
る場合		
1接続送電サービスにつき最初の接		
続送電サービス契約容量6キロボル	240. 90	21.90
トアンペアまで		
上記をこえる接続送電サービス契約		
容量1キロボルトアンペアにつき	80. 30	7. 30
電力量料金		
1キロワット時につき	8.07	0. 73
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(4)によ		
り接続送電サービス契約電力を定め		
る場合		
1接続送電サービスにつき最初の接		
続送電サービス契約電力6キロワッ	290. 40	26. 40
トまで		
上記をこえる接続送電サービス契約		
電力1キロワットにつき	96.80	8.80
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)によ		
り接続送電サービス契約容量を定め		
る場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接		
続送電サービス契約容量 6 キロボル	240. 90	21.90
トアンペアまで		
上記をこえる接続送電サービス契約	80. 30	7.30
容量1キロボルトアンペアにつき	٥٥. ع	1. 50
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	8.65	0. 79
夜間時間		
1キロワット時につき	7.44	0.68
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	12.85	1. 17

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(4)によ		
り接続送電サービス契約電力を定め		
る場合		
接続送電サービス契約電力1キロ		
安航	460.90	41. 90
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)によ		
り接続送電サービス契約電力を定め		
る場合		
接続送電サービス契約電力1キロ	378. 40	34. 40
ワットにつき		
電力量料金		
1キロワット時につき	5. 13	0.47
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)によ		
り接続送電サービス契約電力を定め		
る場合		
接続送電サービス契約電力1キロ	400.00	41.00
ワットにつき	460. 90	41. 90
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)によ		
り接続送電サービス契約電力を定め		
る場合		
接続送電サービス契約電力1キロ	252 42	24.42
ワットにつき	378. 40	34. 40
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	5. 47	0.50
夜間時間	0.1.	0.00
1キロワット時につき	4.75	0.43
動力従量接続送電サービス	4. 70	0.43
	10.00	1 15
1キロワット時につき	12. 69	1. 15
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロ	663. 30	60.30
ワットにつき		
電力量料金		
1キロワット時につき	2.86	0. 26
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワッ	663. 30	60. 30
トにつき	005.50	00.00
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	3. 10	0.28
夜間時間		
1キロワット時につき	2.62	0. 24
1 ()) m(C) C	2. 02	V. 21

区分および単位	料金率	消費税等相当額
. 20 1 2 2 1 1	円 銭	円銭
高圧従量接続送電サービス	1, 2	
1キロワット時につき	13.74	1. 25
特別高圧標準接続送電サービス	10.11	1.20
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロ		
アットにつき	440.00	40.00
電力量料金		
电刀里秤金 1キロワット時につき	1. 24	0.11
	1. 24	0.11
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロ	440.00	40.00
ワットにつき		
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	1. 31	0. 12
夜間時間		
1キロワット時につき	1. 17	0. 11
特別高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	8. 44	0.77
1年間を通じての最大需要電力等が夜間時		
間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	397. 10	36. 10
特別高圧で供給する場合	264. 00	24.00
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの	3. 07	0. 28
場合	5.07	0.28
総容量が50ボルトアンペアをこえ100	6. 13	0. 56
ボルトアンペアまでの場合	0.15	0. 50
総容量が100ボルトアンペアをこえ		
500ボルトアンペアまでの場合100ボ	6. 13	0. 56
ルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ1	61. 28	5. 57
キロボルトアンペアまでの場合	01. 40	0.07
総容量が1キロボルトアンペアをこ		
え3キロボルトアンペアまでの場合	61. 28	5. 57
1キロボルトアンペアまでごとに		
電灯臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	8.88	0.81
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロ		
ワット1日につき	82. 59	7. 51
. , , =,= . C		

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1キロワット時につき	6. 15	0.56
高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	3. 43	0.31
特別高圧臨時接続送電サービス		
電力量料金		
1 キロワット時につき	1.50	0.14
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力1キロワッ		
トにつき		
高圧で供給する場合	96. 80	8.80
特別高圧で供給する場合	77. 00	7. 00
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力1キロワッ		
トにつき		
高圧で供給する場合	185. 90	16. 90
特別高圧で供給する場合	116. 60	10.60

(2) 65 (受電地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
発電設備等からの出力により、当社配電用変電 所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのあ る場合で、これに係る措置として当社が新たに 供給設備を施設するときの工事費負担金 新増加契約受電電力1キロワットにつき	円 銭 2,970.00	円 銭 270.00

(3) 68 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

銭
00
)()
00
70
00
00
,,
00
00
00
00

(4) 別表2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
近接性評価割引単価 1 キロワット時につき 受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合 受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ 140,000ボルト以下の場合 受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえ る場合	円 銭 0.72 0.42 0.21	円 銭 0.07 0.04 0.02